

保健師、助産師、看護師、准看護師 業務従事者届

・太線黒枠内に裏面の注意事項を参考に、記入してください。

・令和6(2024)年12月31日現在の内容を記入後、令和7(2025)年1月15日までに相模原市保健所地域保健課へ郵送又は持参してください。 相模原市

ふりがな			性別	生年月日				年齢	
氏名			1.男 2.女	1.令和 / 2.平成 / 3.昭和 / 4.西暦	年	月	日		
住所	都・道・府・県		市・区・町・村						
<b>I 免許</b>									
保有する免許	保有する全ての免許について、該当する番号を全てご記入ください。 1.保健師業務 2.助産師業務 3.看護師業務 4.准看護師業務								
免許の種別	免許交付者	都道府県名 (交付者が都道府 県知事の場合)	登録番号	登録年月日					元号を記入の上、 年月日を記入
保健師籍	1.厚生労働大臣 2.都道府県知事		第 号	1.令和 / 2.平成 3.昭和	年	月	日		
助産師籍	1.厚生労働大臣 2.都道府県知事		第 号	1.令和 / 2.平成 3.昭和	年	月	日		
看護師籍	1.厚生労働大臣 2.都道府県知事		第 号	1.令和 / 2.平成 3.昭和	年	月	日		
准看護師籍	1.都道府県知事 2.関西広域連合長		第 号	1.令和 / 2.平成 3.昭和	年	月	日		
<b>II 業務</b>									
主たる業務 を1つ記入	1.保健師業務 2.助産師業務 3.看護師業務 4.准看護師業務								
業務に従事 する場所を 1つ記入	下記1~27のいずれか(1つ)を記入してください								
	<b>A 病院</b> 1 病院	<b>D 訪問看護ステーション</b> 10 訪問看護ステーション(管理者) 11 訪問看護ステーション(従事者)	<b>19 児童福祉施設</b> <b>20 その他</b>						
	<b>B 診療所</b> 2 有床診療所 3 無床診療所	<b>E 介護保険施設等</b> 12 介護老人保健施設 13 介護医療院	<b>G 保健所、県又は市町村</b> 21 保健所 22 県(21を除く) 23 市町村(21を除く)						
	<b>C 助産所</b> 4 分娩の取扱いのある助産所(開設者) 5 分娩の取扱いのある助産所(従事者) 6 分娩の取扱いのある助産所(出張のみ) 7 分娩の取扱いのない助産所(開設者) 8 分娩の取扱いのない助産所(従事者) 9 分娩の取扱いのない助産所(出張のみ)	<b>F 社会福祉施設</b> 14 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) 15 居宅サービス事業所 16 居宅介護支援事業所 17 その他 18 老人福祉施設	<b>H 事業所</b> 24 事業所(事業所内診療所) 25 事業所(その他) <b>I 看護師等学校養成所又は研究機関</b> 26 看護師等学校養成所又は研究機関 <b>J その他</b> 27 その他( )						
上記での 記入場所 について 記入	所在地	都・道・府・県							
	名称						電話番号	- -	
	雇用形態	1.正規雇用 2.非正規雇用(1又は3に該当しない者) 3.派遣(紹介予定派遣を含む)							
	常勤換算 (2の場合は、 換算値も記入)	1.フルタイム労働者 2.短時間労働者 小数点第1位を計算して右に記入					常勤換算値 (算定方法は 裏面参照)	0. 人	
従事期間等	1.1年未満(新規) 2.1年未満(再就業) 3.1年未満(転職) 4.1年未満(その他) 5.1年以上2年未満(新規) 6.1年以上2年未満(再就業) 7.1年以上2年未満(転職) 8.1年以上2年未満(その他) 9.2年以上								
看護師の 特定行為 研修の有無	特定行為研修 の修了の有無	1.有 2.無		指定研修機関番号					
看護師の 特定行為 研修の 修了状況	該当する全ての特定行為区分等(1~27)について、記入してください(複数選択可)								
1~21:「修了した 特定行為区分」 22~27:「修了した 領域別パッケージ 研修」	1 呼吸器(気道確保に係るもの)関連	9 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カ テーテル管理)関連	15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連						
	2 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連	10 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型 中心静脈注射用カテーテル管理)関連	16 感染に係る薬剤投与関連						
	3 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連	11 創傷管理関連	17 血糖コントロールに係る薬剤投与関連						
4 循環器関連	12 創部ドレーン管理関連	18 術後疼痛管理関連							
5 心嚢ドレーン管理関連	13 動脈血液ガス分析関連	19 循環動態に係る薬剤投与関連							
6 胸腔ドレーン管理関連	14 透析管理関連	20 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連							
7 腹腔ドレーン管理関連	22 在宅・慢性期領域	21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連							
8 ろう孔管理関連	23 外科術後病棟管理領域	24 術中麻酔管理領域							
	24 術中麻酔管理領域	25 救急領域							
	25 救急領域	26 外科系基本領域							
		27 集中治療領域							
備考									

## ○記載上の注意

- 1 全体** 太線黒枠内に、該当する文字又は数字を記載します。
- 2 年齢** 令和6年（2024年）12月31日現在の満年齢を記載します。
- 3 保有する免許** 保有する全ての免許について、登録先、登録番号、登録年月日を記載します。
- 4 主たる業務** 前項にて2以上の免許を記入した場合は、そのうち主たる業務を1つ記載します。
- 5 業務に従事する場所** 2以上の場所で業務に従事している場合は、そのうち主たるものを1つ記載します。
  - ・「C 助産所」の「分娩の取扱いのある助産所」「分娩の取扱いのない助産所」については、分娩取扱いの実績の有無に関わらず、現在、分娩の依頼に応ずる体制がある場合は、「4」から「6」までに該当するものを記載します。
  - ・「E 介護保険施設等」は、「A 病院」、「B 診療所」及び「D 訪問看護ステーション」に該当するものを除きます。
  - ・「F 社会福祉施設」は、「A 病院」から「E 介護保険施設等」までに該当するものを除きます。
  - ・「H 事業所」とは、「AからG及びIに該当しない事業所」又は「事務所（会社、工場、事業場、官公署等）」です。なお、事業所内に設置された診療所は、「24」を記載します（「B 診療所」ではありません）。
  - ・包括支援センターは、市町村立の場合は、「23」を記載します。それ以外の場合（市町村から委託されているセンターも含む）は、「25」を記載します。
- 6 雇用形態**
  - ・「1 正規雇用」とは、施設が直接雇い入れた者であって契約期間が限定されていない者を指します。
  - ・「2 非正規雇用」とは、パートタイマー、アルバイト、準社員、嘱託、臨時社員など名称にかかわらず、「1 正規雇用」及び「3 派遣」に該当しない者を指します。
  - ・「3 派遣」とは、派遣会社から派遣されている者を指します。
- 7 常勤換算** 前項での雇用形態にかかわらず、次により記載します。
  - ・「1 フルタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が40時間程度（1日8時間・週5日勤務等）勤務する者を指します。
  - ・「2 短時間労働者」とは、フルタイム労働者と比較して、1週間の所定労働時間が短い者を指します。なお、「常勤換算値」の欄は、常勤換算した数値を記入します。この場合、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入しますが、0.1に満たない場合は0.1と記載します。

### 常勤換算値の算出方法

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{1週間あたりの契約労働時間}}{\text{1週間あたりの所定労働時間}}$$

例) 週16時間勤務の契約で、所定労働時間が週40時間の場合

$$\frac{16\text{時間}}{40\text{時間}} = 0.4\text{人}$$

- 8 従事期間等**
  - ・現在従事している場所においての、連続した従事期間の年数により記載します。ただし、従事場所に変更があった場合においても、同一の者が設置する施設・事業所間の異動・転勤を伴う場合は、従事場所に変更がなかったものとみなして記載します。
  - ・設置者の相続、法人の合併等によって、設置者の変更のみがあった場合は、連続しているものとして記載します。
    - 連続の例 同一の医療法人が設置する病院と診療所間の異動
    - 非連続の例 同一敷地内にある医療法人立の病院と社会福祉法人立の特別養護老人ホーム間の異動
- 9 従事開始の理由**
  - ・「新規」とは、免許取得後、初めて保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事した場合（ただし、2以上の免許を有する場合、最初の免許を取得後に従事した場合）を指します。
  - ・「再就業」とは、現在の就業場所における従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事していない場合（ただし、「新規」を除く。）を指します。
  - ・「転職」とは、現在の就業場所における従事開始前1年間に保健師、助産師、看護師又は准看護師として従事したことがある場合を指します。
  - ・「その他」とは、上記のいずれにも該当しない場合を指します。
- 10 看護師の特定行為研修** 「看護師の特定行為研修の修了状況」は、次のように記載します。
  - ・「看護師の特定行為研修」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に規定する研修を指し、「特定行為区分」とは、同項第3号に規定する特定行為の区分を指します。
  - また、「領域別パッケージ研修」とは、同項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令（平成27年厚生労働省令第33号）別表第4の備考第5号に規定するとおり実施した研修を指します。
  - ・「指定研修機関番号」の欄は、指定研修機関から交付された「特定行為研修修了証」に記載されている「特定行為研修を実施した指定研修機関の指定研修機関番号及び名称」の欄に記載されている指定研修機関番号を記載します。
  - ・「看護師の特定行為の研修の修了状況」の欄は、該当する全ての「修了した特定行為区分」及び「修了した領域別パッケージ研修」について数字を記載します。

お問い合わせ先 相模原市保健所 地域保健課 電話 042-769-8343（直通）  
郵送先 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市保健所地域保健課

相模原市ホームページに、本用紙のダウンロード用ファイルや関連情報（記載例含む）等を掲載しています。次のURLにアクセス、または、右のQRコードを読み込んでください。

[http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho\\_menu/ijiyakuji/1011659.html](http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/shinseisho_menu/ijiyakuji/1011659.html)

